



2021年5月11日

各 位

会社名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 安藤 隆司
(コード：9048、東証・名証各第一部)
問合せ先 広報部長 吉田 輝基
(TEL. 052-588-0813)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の第157回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 取締役会の規模を適正に保つため、取締役の員数を25名以内から12名以内に削減するものであります。(定款第19条)
- (2) 取締役の責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年以内から1年以内に変更するものであります。(定款第21条)
- (3) 取締役会の一層の活性化を図るため、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の各役付取締役を廃止するものであります。(定款第22条)

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第19条 (員数) 当社の取締役は、 <u>25名以内</u> とする。	第19条 (員数) 当社の取締役は、 <u>12名以内</u> とする。
第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>（削 除）</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2021年6月25日（予定）

以上